

「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案
（追加試案）」に対する意見

法務省民事局参事官室 御中

平成29年9月21日

兵庫県司法書士会
会長 鈴木 浩 巳

当会は、「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」に関し、専門職団体として、実務家の視点から、以下のとおり意見を表明する。

第2 遺産分割に関する見直し等

1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）

民法第903条に次の規律を付け加えるものとする。

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方が他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地の全部又は一部を遺贈又は贈与したとき（第1・2の規律により長期居住権を遺贈又は贈与した場合を含む。）は、民法第903条第3項の意思表示があったものと推定する。

【意見の趣旨】

賛成する。

なお、被相続人が「相続させる」旨の遺言によって居住用不動産を生存配偶者に残した場合についても、明文の規定で、持ち戻し免除の推定規定を設けるべきである。

【意見の理由】

婚姻期間が長期にわたる夫婦の一方が死亡した場合、その居住用不動産等は、遺された一方配偶者の生活の基盤となっているものであり、当該不動産等の生前贈与や遺贈は、当事者間において贈与という意識が薄く、老後の生活保障を意図してなされ、贈与者としても当該贈与を特別受益として持戻しを意図するものではないと考えられることが一般的であることから、推定規定を設けることに異論はない。

補足説明において、被相続人が「相続させる」旨の遺言によって居住用不動産を生存配偶者に残した場合、「本方策の規律を適用又は類推適用することができるものと考えられる」としているが、遺産分割方法の指定であっても本方策の趣旨が適用されるべきものであると考えられるので、明文の規定で、持ち戻し免除の推定規定を設けるべきである。

2 仮払い制度等の創設・要件明確化

(1) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

家事事件手続法第200条に次の規律を付け加えるものとする。

家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得されることができる。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

補足説明に記載されているとおり、被相続人が負っていた債務の弁済、被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費を支出する場合のほか、被相続人の相続税申告に要する相続税の支払などは、遺産分割協議が成立する前に、被相続人が有していた預貯金から払い戻す必要がある場合が少なくない。そこで、家事事件手続法第200条の遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分を利用することが考えられる。しかし、現行家事事件手続法第200条の保全処分は、「急迫の危険を防止する」という厳格な要件を満たす必要があるところ、要件を緩和することで、申立人の負担を軽減し、併せて、家庭裁判所における速やかな決定がなされることが期待される。

また、金融機関等においても、家庭裁判所の審判書に基づく払戻手続を行うことで、法的根拠が明らかになり、リスク負担を回避することができる。

(2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする。

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始時の債権額の2割にその相続人の法定相続分を乗じた額（ただし、預貯金債権の債務者ごとに100万円を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。〔この場合において、当該権利行使をした預貯金債権については、遺産分割の時において遺産としてなお存在するものとみなす。〕

【意見の趣旨】

反対する。

【意見の理由】

補足説明に記載されているとおり、特別受益を受けた相続人が当該権利を行使したことにより、代償金債務を発生させ、精算義務を課したとしても、当該相続人が無資力等により債務を弁済できず、他の共同相続人が損失を被るおそれがある。

また、債権額の基準時を相続開始時とするが、相続開始時の債権額と当該権利行使時の債権額が異なることもあるため、当該相続人が相続開始時の債権額で支払を受けた結果、他の共同相続人が不利益を被るおそれもある。

さらに、当該権利を行使する相続人は、法定相続分を明らかにするために戸籍等の書類一式を準備し、金融機関等に提示する必要があるが、これらの作業は、時間と労力を要するため、小口の資金需要のために利用される制度となるか疑問である。

一方、小口の資金需要に対応する金融機関等は、各共同相続人からの当該権利行使に順次応じなければならない場合も考えられ、事務手続が煩雑になることも予想される。

なお、遺産分割協議の成立が長期化するおそれがある場合には、遺産分割の審判又は調停の申立てを行う必要性が高いといえ、このような場合において、共同相続人の中に当面の生活費として小口の資金需要があるときは、(1)の方法で対応し得ることが多いと思われる。

3 一部分割

民法第907条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。
- (2) 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部の分割をすることにより、共同相続人の一人又は数人の利益を害するおそれがあるときは、その請求をすることができない。

【意見の趣旨】

本案（1）（2）につき、共に賛成する。

【意見の理由】

実務上、共同相続人全員の合意により、遺産の一部分割が行われており、これを法文上明確化する本案（1）について、賛成である。

また、共同相続人が遺産の一部のみの分割を家庭裁判所に求めることができることを明確化しつつ、適正な遺産分割が実現できない場合において、これを制限する規定を設ける本案（2）についても、現在の実務上の運用を明確化するものであるから、賛成である。

4. 相続開始後の共同相続人による財産処分

共同相続人の一人が、遺産の分割が終了するまでの間に、遺産の分割又は一部を処分した場合の規律として、次のいずれかの規律を設けるものとする。

(1) 【甲案】(遺産分割案)

共同相続人の一人が遺産の分割前に遺産に属する財産を処分したときは、当該処分をした財産については、遺産分割の時において遺産としてなお存在したものとみなす。

(2) 【乙案】(償金請求案)

共同相続人の一人が遺産の分割前に属する財産を処分したときは、他の共同相続人は、当該処分をした者に対し、次のアに掲げる額から次のイに掲げる額を控除した額の償金を請求することができる。

ア 当該処分がなかった場合における民法第903条の規定によって算出された当該共同相続人の相続分に応じて遺産を取得したものとした場合の当該遺産の価額

イ 民法第903条の規定によって算定された当該共同相続人の相続分に応じて遺産を取得したものとした場合の当該遺産の価額

【意見の趣旨】

甲案に賛成する。

【意見の理由】

甲案による処理の方が、乙案によった場合の処理に比べ、分かりやすく、市民感情にそっていると思われる。また、共同相続人間において公平感が認識されやすいといえる。

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

(1) 遺留分侵害額の請求

民法第1031条の規律を次のように改めるものとする。

遺留分権利者及びその承継人は、〔遺留分権を行使することにより、〕受遺者（遺産分割方法の指定又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下第4において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(2) 受遺者又は受贈者の負担額

民法第1033条から第1035条までの規律を次のように改めるものとする。

受遺者又は受贈者は、次のアからウまでの規律に従い、遺贈（遺産分割方法の指定又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下第4において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該相続人の遺留分額を超過した額）を限度として、(1)の請求に係る債務を負担する。

ア 遺贈と贈与があるときは、受遺者が先に負担する。

イ 遺贈が複数あるとき、又は同時期の贈与があるときは、その目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

ウ 贈与が複数あるときは、後の贈与を受けた者から順次前の贈与を受けた者が負担する。

(3) 受遺者又は受贈者の現物給付

次のとおり、金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、受遺者又は受贈者が現物給付することができる旨の規律を設けるものとする。

ア 受遺者又は受贈者は、遺留分権利者に対し、(2)の規律により負担する債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的である財産のうちその指定する財産（以下「指定財産」という。）により給付することを請求することができる。

イ アの請求は、〔遺留分侵害額の請求に係る訴訟の第一審又は控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。〕〔(2)の規律により負担する債務の履行の請求を受けた時から一定期間（例えば1年）内にしなけ

ればならない。]

ウ アの請求があった場合には、その請求をした受遺者又は受贈者が負担する債務は、指定財産の価額の限度において（、その請求があった時に）消滅し、その指定財産に関する権利が移転する。

エ 遺留分権利者は、アの請求を受けた時から〔1か月〕〔2週間〕以内に、受遺者又は受贈者に対し、ウの指定財産に関する権利を放棄することができる。

オ 遺留分権利者がエの規定による放棄をしたときは、当初からウの指定財産に関する権利の移転はなかったものとみなす。

【意見の趣旨】

本案（１）、（２）及び（３）につき、共に反対する。

【意見の理由】

１ 遺留分侵害額の請求「（１）」について

（１） 本案は、遺留分滅殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行民法の定めを見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるように改めるとする。

（２） 現行民法は、遺留分権利者による遺留分滅殺請求に対して現物返還を原則としつつも価格弁償を認める（民法１０４１条、同１０４０条）。判例は、「民法１０４１条１項が、目的物の価額を弁償することによって目的物返還義務を免れうるとして、目的物を返還するか、価額を弁償するかを義務者である受贈者又は受遺者の決するところに委ねたのは、価額の弁償を認めても遺留分権利者の生活保障上支障をきたすことにはならず、一方これを認めることによって、被相続人の意思を尊重しつつ、既に目的物の上に利害関係を生じた受贈者又は受遺者と遺留分権利者との利益の調和をも図ることができる」との理由に基づくものと解される」とする（最判昭和５１年８月３０日民集３０巻７号７６８頁）。このように現行民法及び裁判例は、建前として現物返還主義を採りながら、遺留分権利者による遺留分滅殺請求に対して価格弁償による柔軟な解決を図ってきているのであり、問題がありながらも、現行民法で紛争の解決が可能であることから、本案のとおり改正する差し迫った必要性がない。

（３） 本案のとおり金銭返還を原則とすると、受遺者又は受贈者（以下「受遺者等」という。）の固有財産に執行を受けるおそれが生ずる。これは、遺留分滅殺請求権の行使により共同所有関係を成立させる現行民法下では生じない新しい問題であり、受遺者等の保護に欠けることとなるため妥当ではない。すな

わち、遺留分減殺請求も相続における紛争であるので、遺産の中で解決すべきであり、受遺者等の固有財産まで範囲を広げることは妥当でない。

2 受遺者又は受贈者の負担額「(2)」について

- (1) 本案柱書のうち、「遺贈…を限度として」は、判例の理論を明文化するものであるため、異論はない(最判平成10年2月26日民集52巻1号274頁)。
- (2) 「ア」から「ウ」までに対応する定めは既に現行民法にあるため、現行民法を見直す積極的な意義がない。

3 受遺者又は受贈者の現物給付「(3)」について

- (1) 「ア」及び「ウ」は、遺留分権利者の金銭請求に対して、受遺者等が「指定財産」による給付請求をした場合には、その請求の時に指定財産の権利が遺留分権利者に移転し、金銭債務の全部又は一部が消滅するとするが、以下の問題がある。

ア 「指定財産の価額」(「ウ」)の算定方法が明らかでないため、受遺者等が「指定財産」による給付請求をする時に消滅する債務額は幾らになるのかを予測することができないという問題がある。「指定財産の価額」の予測なくして、「指定財産」による給付請求を行うか否かの判断をするのは困難である。

イ 債務消滅の効果を認めるのに、遺留分権利者の関与及び指定財産の引渡し(給付)を不要とするのは、更改(民法513条)及び代物弁済(民法482条)の定めと整合しない。また、受遺者等が目的物返還義務を免れるためには価額の弁償を現実に履行するか又はその履行の提供をしなければならず、価額の弁償をすべき旨の意思表示をただけでは足りないとする裁判例(最判昭和54年7月10日民集33巻5号562頁)とも整合しない。よって、このような特例を設ける意義があるか疑問である。

- (2) 「エ」及び「オ」は、遺留分権利者が一定期間内に指定財産に関する権利を放棄することができる(金銭債務の消滅の効果までは覆らない。)とし、放棄の意思表示に短期間(「1か月」又は「2週間」)の制限を設けるとするが、以下の問題がある。

ア 前記3(1)アと同様に「指定財産」の算定方法が明らかでないため、遺留分権利者が「放棄」の意思表示をする時に金銭債権のうち幾ら放棄したのか(放棄の範囲)が明らかでないという問題がある(「民法(相続関係)部会資料20第4(補足説明)2(注2)43頁」)。後の金銭返還の裁判において、遺留分権利者が放棄の意思表示の時に予測(主張)していた「指定財

産」の価額以上の放棄額が認定され、遺留分権利者にとって酷な結果が生ずるおそれがある。

イ 前記3(2)アのとおり問題があるにもかかわらず、遺留分権利者に本案のとおり短期間の意思表示を強いることは妥当でない。仮に、本案のとおり金銭返還を原則として期間制限を設けるのであれば、相続放棄(民法915条)及び財産分離(民法941条)の定めと平仄を合わせ「3か月以内」とし、第三者保護規定を設けることが妥当と考える。

4 遺留分制度の目的について

現行民法下での遺留分制度は、①遺留分権利者の生活保障、②遺産の形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算、③相続人間の公平等を目的とする制度であり、遺言による財産処分自由の例外であるといわれる。しかし、上記①から③までの目的を保護することについて、以下のとおりの疑問があるため、今後、遺留分制度の目的を再考する必要がある、遺留分のみならず、遺贈、寄与分を含めた現行民法の改正が必要であると考えられる。

- (1) ①については、核家族化の進展により相続人が自らの財産を形成していることを考慮すると、遺言による財産処分自由を制限する根拠として妥当であるか。
- (2) ②については、遺産形成に貢献したことが遺留分権行使の要件となっていないため、共同相続人の一人への遺贈等に対して遺留分減殺請求権が行使された場合に不合理な結果が生じるという問題があり、保護すべき目的といえるか。現在、遺産の形成又は被相続人の介護等に貢献した相続人である受遺者等が、遺産の形成及び被相続人の介護等に貢献しなかった遺留分権利者から遺留分減殺請求を受け、上記貢献が報われない結果を生じる事案が多数存在する。
- (3) ③については、現在も保護すべきだが、前記②のとおり結果を生ずることが公平といえるか。

5 結語

以上のとおり、問題がありながらも現行民法で紛争の解決が可能であること、本案によっても現在の問題を解消できないばかりでなく、新たな問題が生じることから現行民法をあえて本案のとおり改正する必要はない。

以上